

いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画

令和2年3月

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 目標	5
第2章 瑞穂町の自殺の現状	6
1 瑞穂町の自殺の現状	6
2 調査結果	9
3 自殺実態プロフィール	10
第3章 瑞穂町における自殺の特徴と予防に向けた課題	11
1 瑞穂町の自殺の特徴と課題及び予防に向けた取組の方向性	11
第4章 瑞穂町における施策	13
1 基本理念	13
2 自殺対策推進のための施策	13
第5章 計画の展開	14
基本施策1 住民への啓発と周知	14
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	15
基本施策3 地域における地域ネットワークの強化	16
重点施策1 子ども・若者に対する支援	17
重点施策2 高齢者に対する自殺予防の視点を持った支援	20
重点施策3 生活することに困難を抱える人に対する支援	23
第6章 計画の推進に向けて	25
1 各施策の推進体制	25
資料編	25

はじめに

全国の自殺者数は平成２２年以降減少傾向にあり、平成２９年は約２万人となっています。しかし、これは同年の交通事故による死亡者の約５．５倍で、先進国の中でも高い水準であることから、非常事態はいまだ続いていると考えられます。このような状況の下、平成２８年には「自殺対策基本法」が、平成２９年には「自殺総合対策大綱」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」が基本理念として掲げられました。



瑞穂町においても、毎年７人程度の住民の方が尊い命を自ら絶っています。自殺は、生活の困窮や心身の健康問題など様々な要因が複数重なり、追い込まれた末の死であると言われていることから、多方面からの包括的な予防施策を推進していく必要があります。

今回策定した「瑞穂町自殺予防対策行動計画」は、町の自殺の現状を踏まえ、瑞穂町第３次地域保健福祉計画と同じく「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち・みずほ」を基本理念とし、「誰も自殺に追い込まれることのない瑞穂町」の実現を目指す内容となっています。計画に示しました医療、福祉、教育など様々な分野における施策について、自殺予防の視点を取り入れて推進していき、住民の皆様の誰もが自殺に追い込まれることがないように、生きることを支援するまちづくりを目指し努力してまいります。今後も住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導、ご協力賜りました関係機関の皆様
に心より感謝申し上げます。

令和２年３月

瑞穂町長 杉浦 裕之

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

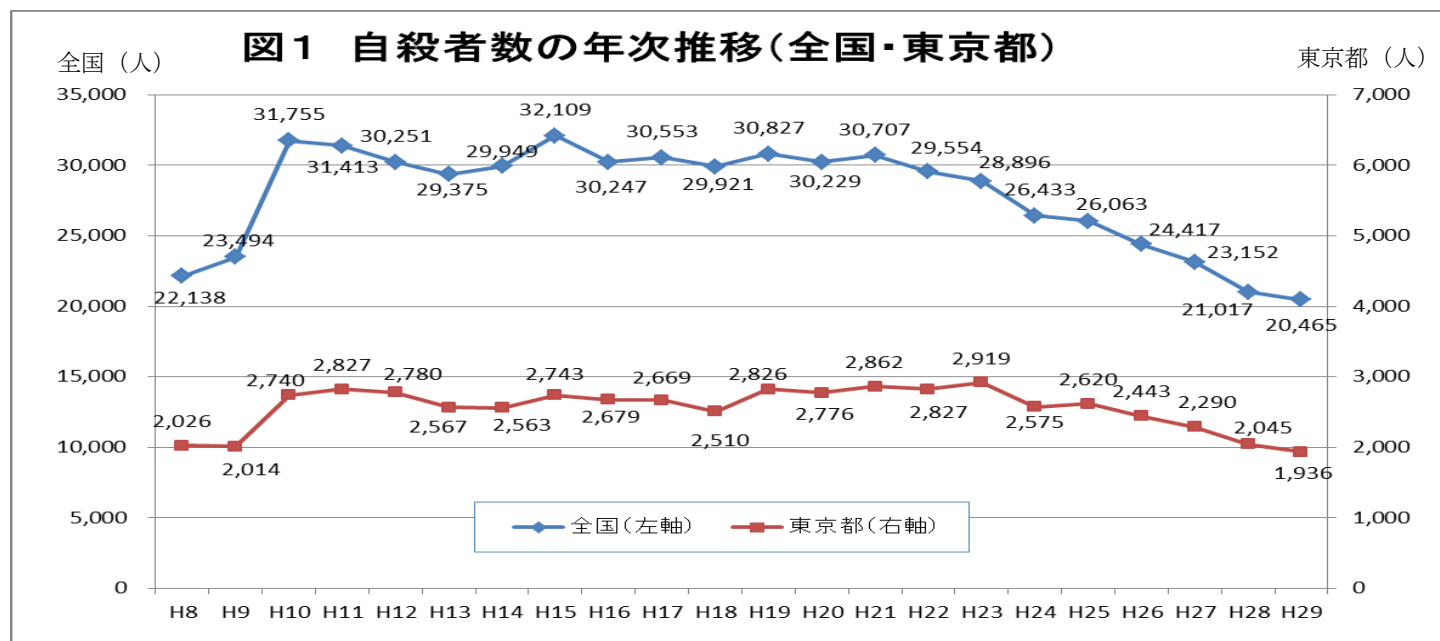
全国の年間自殺者数は、平成10年に急増し年間3万人を超える事態となりました。(図1) その後も自殺者数が減らない状況が続き、国は誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、平成18年に「自殺対策基本法」^(注1)を、平成19年に「自殺総合対策大綱」^(注2)を策定し、自殺総合対策を開始しました。

自殺総合対策開始後、平成22年以降の年間自殺者数は減少に転じましたが、依然として2万人を超える状況は継続しています。このような中、施行から10年の節目に当たる平成28年には「自殺対策基本法」が、平成29年には「自殺総合対策大綱」が改正され(図2)、自殺対策を地域レベルで推進していくこととし、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することとされました^(注3)。

東京都は、平成30年3月に「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。自殺は追い込まれた末の死であり、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であるとし、施策が掲げられています。

瑞穂町においても、自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ(図3)、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により進めていくため、「いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(図1) 全国・東京都の自殺者数の推移〔自殺者の年次推移(全国・東京都)〕



資料:「人口動態統計」

注1 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律で、平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行。

注2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に全体的な見直しが行われた。その改正で大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、平成29年7月新たな大綱が閣議決定。

注3 自殺対策基本法第13条第2項

「市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」

(図2)「自殺総合対策大綱(概要)」

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携**を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じて**レベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

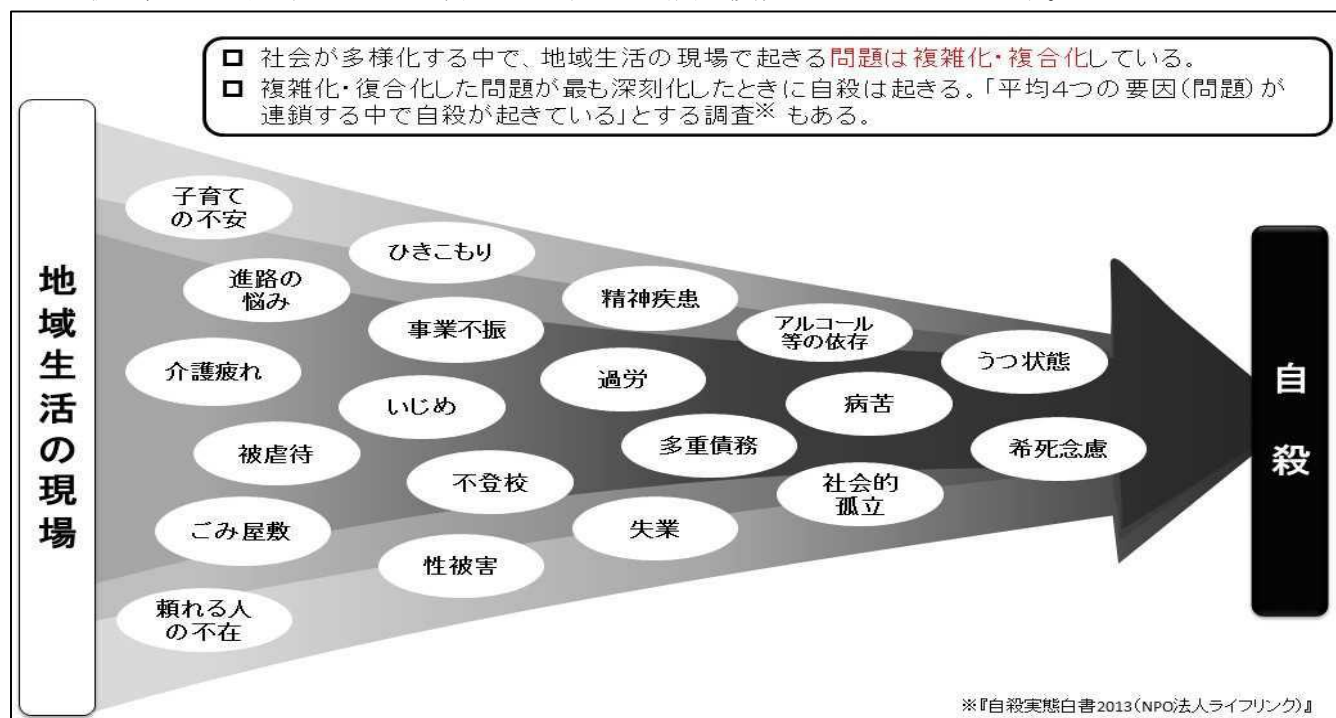
第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省（平成29年7月25日閣議決定）

(図3) 自殺の危機要因イメージ図

自殺は、生活の困窮や心身の健康問題など様々な要因が複数重なっておきています。

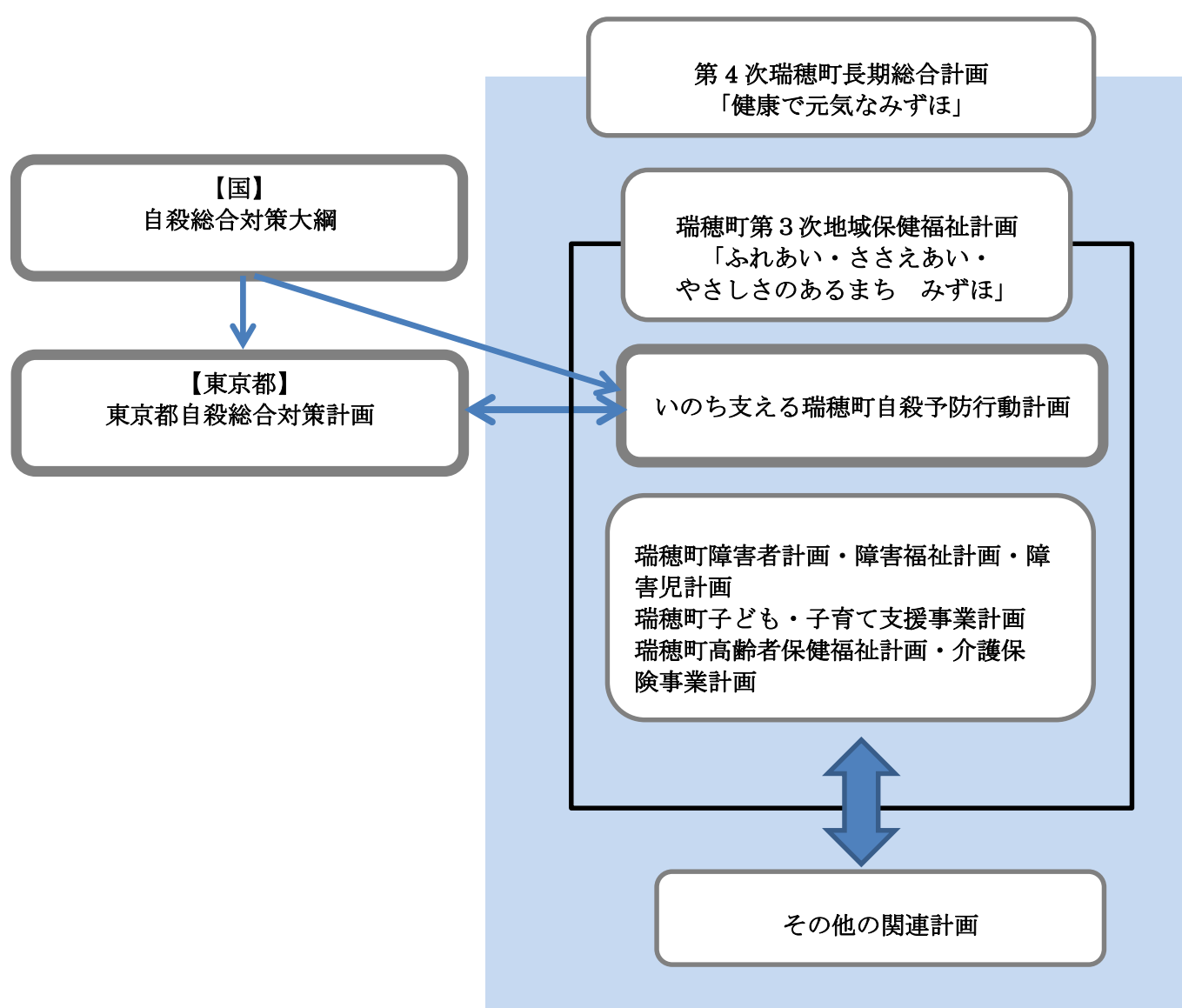


資料：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、瑞穂町の自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるものです。国の自殺総合対策大綱や東京都自殺総合対策計画を踏まえると同時に、第4次瑞穂町長期総合計画の基本目標の1つである「健康で元気なみずほ」に達するための方針を示す瑞穂町第3次地域保健福祉計画の基本理念「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」に沿って、地域保健福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画など関連する計画と整合性を図り策定するものです。

また、本計画は誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものであるため、SDGs^(注4)の17のゴールのうち特に関連が深い「3 すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献します。



注4 SDGs（持続可能な開発目標）

2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から国の自殺総合対策大綱の目標年度に合わせて令和8年度までの7年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 目標

国及び東京都は令和8年度までに、自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少としています。しかし、瑞穂町は人口規模が小さいため自殺者数はばらつきが大きくなり自殺死亡率で比較することは困難です。よって、町では数値ではなく、下記の目指す方向性を目標とします。

瑞穂町は

「誰も自殺に追い込まれることのない瑞穂町」

の実現を目指します。

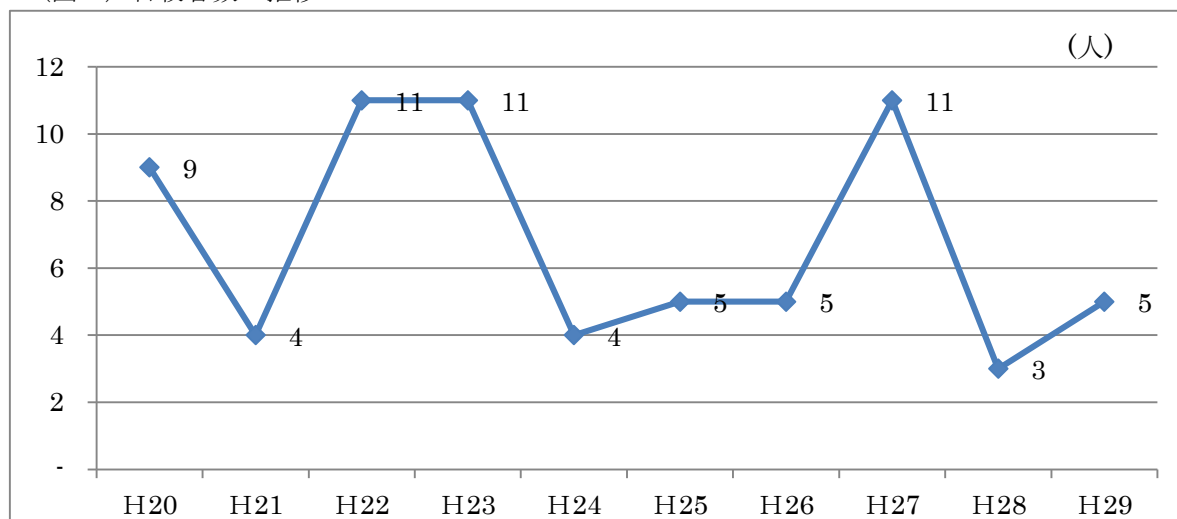
第2章 瑞穂町の自殺の現状

1 瑞穂町の自殺の現状

(1) 自殺者数

町の自殺者数の推移を人口動態統計^(注5)でみると、平成20年から平成29年までの年間平均は6.8人となります。平成28年が3人と最も少なく、11人を上限に増減している状況です。(図4)

(図4) 自殺者数の推移

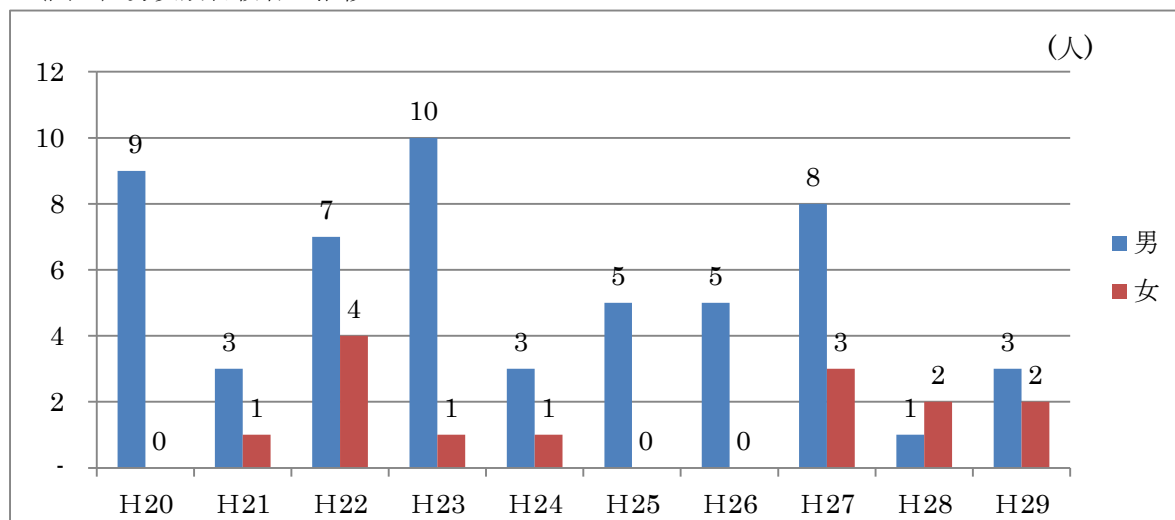


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 男女別自殺者数

町の男女の自殺者数をみると、平成20年から平成29年までの男性の自殺者数は54人、女性の自殺者数は14人であり、男性は女性の約3.9倍と多くなっています。(図5)

(図5) 男女別自殺者の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

注5 厚生労働省「人口動態統計」

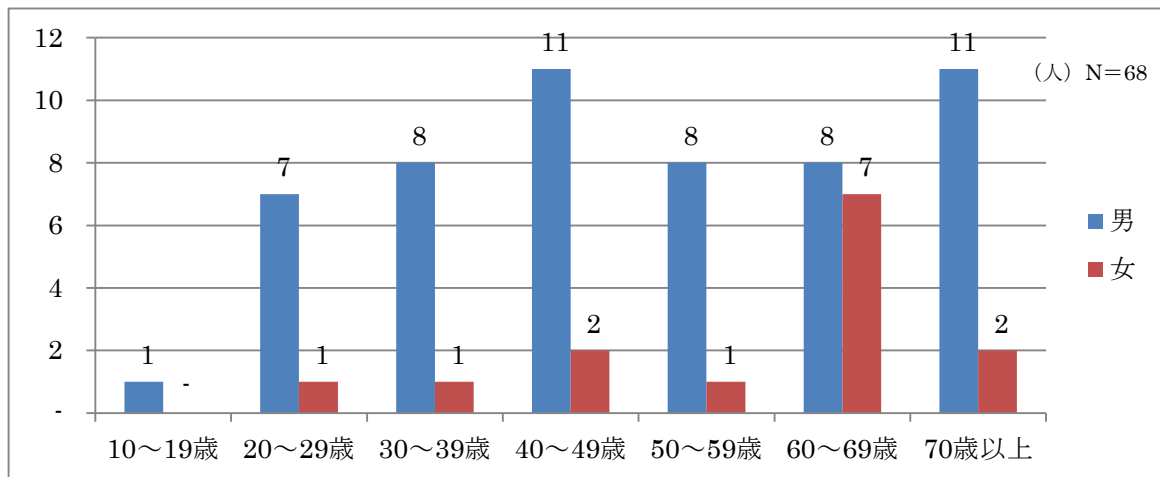
日本における日本人（外国人は含まない）を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

(3) 性別・年齢階級別自殺者数

町では、1年ごとの数値が小さく傾向を見るのが難しいため、複数年のデータで比較します。性別・年齢別自殺者数をみると、男性は40代と70代以上が最も多く、次に30代、50代、60代がそれぞれ8人となっています。

また、この10年間に10代が1人見られます。女性は60代が7人と最も多く、それ以外の世代で1人から2人となっています。(図6)

(図6) 性別・年齢階級別自殺者数(平成20年から平成29年までの計)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

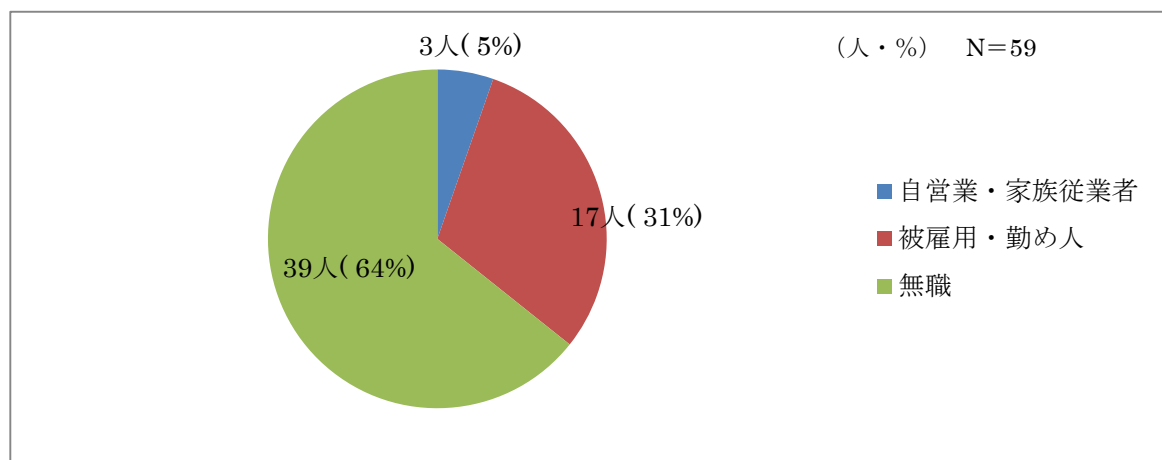
(4) 職業別自殺者数

① 職業別自殺者数

職業別の自殺者数については「地域における自殺の基礎資料」(注6)からみると、無職者が有職者を超えています。有職者では、自営業者より被雇用者や勤め人が多くなっています。(図7)

(図7) 有職者、無職者の自殺者数(平成22年から平成30年まで)

※自殺者数が5人未満の場合は詳細が未公表のため平成28年の2人分は入っていない。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居)

注6 「厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」(警察庁の「自殺統計」)

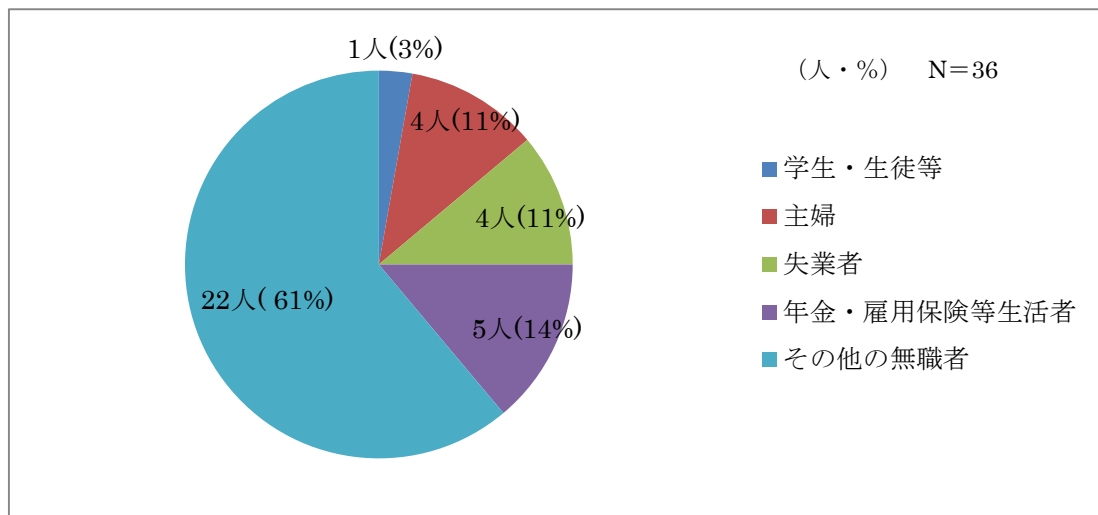
総人口(日本における外国人も含む)を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で、捜査等により自殺であると判明した時点で計上。平成22年から集計。

② 無職者の内訳

無職者の内訳をみると、「その他の無職者」の自殺者数が多くなっています。「その他の無職者」には、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者（利子・ 配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）が含まれています。（図 8）

（図 8）無職者の内訳（平成 22 年から平成 30 年まで）

※自殺者数が 5 人未満の場合は詳細が未公表のため平成 28 年の 2 人分は入っていない。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居）

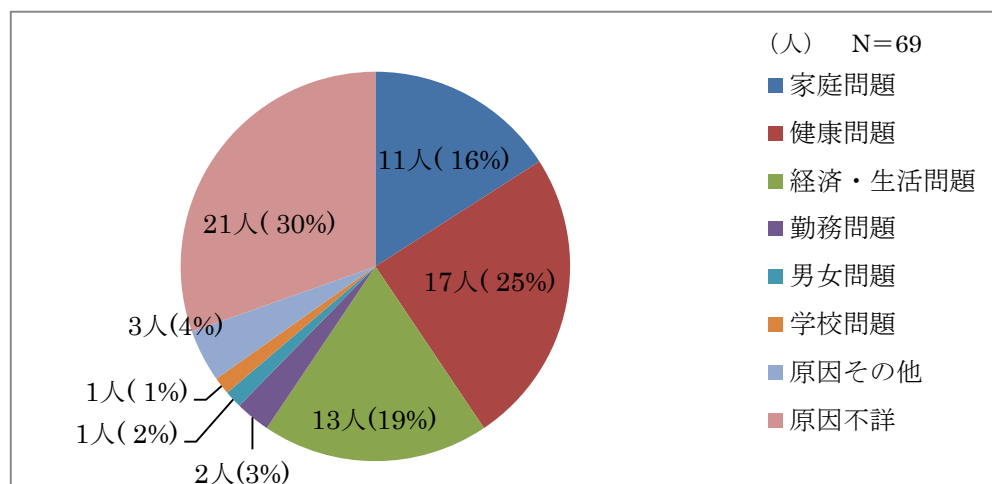
（5） 自殺者の動機・原因

町の動機・原因別自殺者数をみると、原因不詳を除き、健康問題が 17 人、経済・生活問題が 13 人、家庭問題が 11 人と続いています。原因が特定できているものとして、勤務問題、男女問題、学校問題が挙がっています。（図 9）

（図 9）動機・原因別自殺者数（平成 22 年から平成 30 年まで）

※自殺者数が 5 人未満の場合は詳細が未公表のため平成 28 年の 2 人分は入っていない。

※遺書など自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる動機・原因を自殺者一人につき 3 つまで計上。

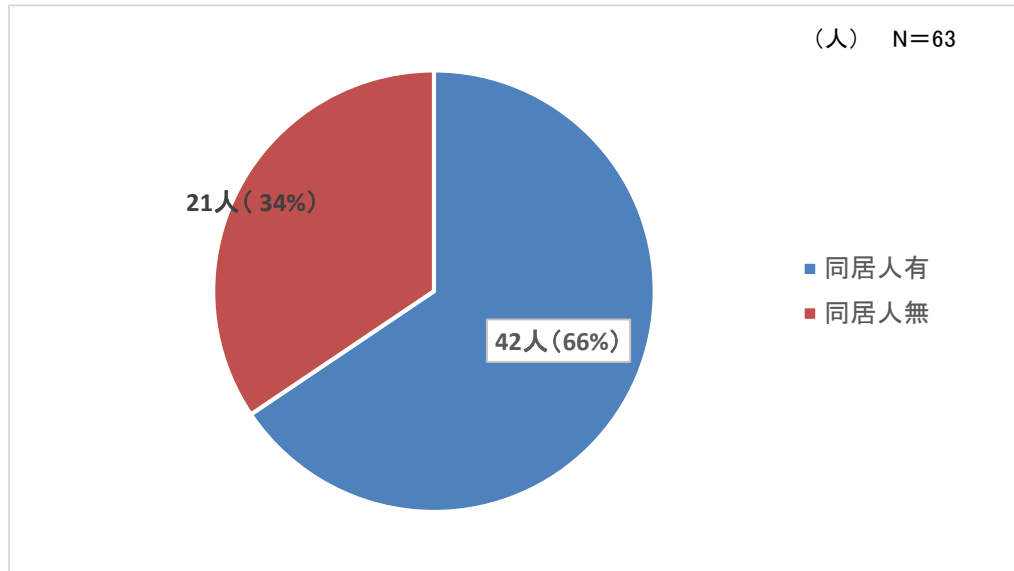


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居）

(6) 同居者の有無

瑞穂町の自殺者を同居者の有無でみると、同居人有が42人で、同居人無の21人に比べて約2倍と多くなっています。(図10)

(図10) 同居者の有無 (平成22年から平成30年まで)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居)

2 調査結果

(1) 瑞穂町町民意識調査報告書^(注7) (平成27年3月 有効回答数1,523)

社会は何を重視するべきと考えるかをたずねた結果、「安心して暮らせること」が76.6%で1番多く、「健康的に生活できること」が34.7%で続いています。

(2) 地域保健福祉計画調査^(注8) (平成26年9月 有効回答数159)

- ① 瑞穂町の暮らしやすさの項目で、「困った時に助け合えるまちであるか」をたずねた結果、「そう思う」「まあそう思う」が合わせて44.1%で、「あまりそう思わない」「そう思わない」は合わせて17.0%でした。
- ② 近所づきあいの程度をたずねた結果、「必要に応じてやっている程度」が69.2%、「ほとんどやっていない」は15.1%でした。
- ③ 悩みやストレスの相談相手(複数回答)をたずねた結果、「家族に相談している」が56.6%、「友人・知人に相談している」が52.2%と半数以上を占めています。一方、「相談したいが誰にも相談できずにいる」「相談したいがどこに相談したらよいかわからない人」が合わせて5.7%でした。

注7 瑞穂町町民意識調査報告書

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」の策定にあたり、これまで推進してきた第4次瑞穂町長期総合計画及び前期期間に対する町民の評価、この間の町民意識の変化等を把握することを目的とした調査。(資料編を参照)

注8 地域保健福祉計画調査

第3次地域保健福祉計画の策定に向け、町民が地域福祉についてどのような考えを持っているのか、また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた基礎資料とすることを目的に実施したアンケート調査。(資料編を参照)

3 自殺実態プロフィール

国は、自殺総合対策推進センター^(注9)において、全ての都道府県及び市町村についてそれぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するためにデータを提供しています。

瑞穂町の重点施策の分野としては、無職者・失業者、生活困窮者、高齢者が推奨されています。

注9 自殺総合対策推進センター

国立精神・神経医療センター内に設置されている組織で、各地域の自殺についての傾向を分析し、自治体へ提供するなどの活動を実施。

第3章 瑞穂町における自殺の特徴と予防に向けた課題

1 瑞穂町の自殺の特徴と課題及び予防に向けた取組の方向性

(1) 全住民を対象としたすそ野の広い自殺予防対策の実施

過去の統計をみると、町では自殺で年に約7人が亡くなっており、10年間では、どの年代にも自殺者がみられます。男女別では男性の自殺者が多い傾向が続いています。また、調査結果において「相談したいが誰にも相談できずにいる」及び「相談したいがどこに相談したらいいかわからない」といった「相談先や支援対策の情報を知らない人」が一定の割合でいることが分かります。

以上のことから、相談先や支援対策の周知を幅広く実施していくことが重要です。また、男性に効果的なアプローチ方法を検討していくことも必要です。

(2) 困ったときに住民同士が助け合う体制づくり

調査結果において近所づきあいを「ほとんどやっていない人」や「困ったときに助けあえるまちと感ずることができていない人」が一定の割合でいることが分かります。自殺対策を推進していくには、このような状況を改善し「住民同士の互助意識」を高めていくことが重要です。

以上のことから、身の回りの人の様子がいつもと違っていると感じた時に、お互いに声をかけ合える、困ったときには相談し合える関係づくりの体制整備を進めていくことが必要です。

(3) 住民の問題解決に向けたネットワークの構築

過去の統計から町の自殺者の動機・原因をみると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が多く、勤務問題、男女問題、学校問題も少なくありません。複雑な背景の下、様々な年代の人が様々な問題を抱えたまま追い詰められた結果、自殺に至っていると考えられます。

以上のことから、住民の様々な困りごとや相談に対応する支援者同士が、自殺予防という視点を持った情報の共有や連携を円滑にするために、顔の見える関係づくりなどの取組から段階的に開始し、将来的には地域のネットワークをつくっていくことが必要です。

(4) 未成年者の自殺及び20代で急増する若者の自殺への対策

過去の統計から、町では10年間で1人、10代の自殺がありました。20代では年に1人程度の自殺が起きています。自殺は追い込まれた末の死と言われており、未成年者や若者が自ら死を選ぶしかないほど追い詰められた状況になることを防止しなければなりません。

このことから、町で現在推進している「子どもの見守り」や「育成支援」等の施策を継続するとともに、今後は10代、20代の自殺対策の視点も踏まえ、学校教育や青少年支援活動を進めていくことも重要です。

(5) 自殺予防対策を視野に入れたきめ細やかな高齢者対策

過去の統計では、町の自殺者は60代以上の高齢者が4割を占め、その半数が70代以上であることから、高齢者の自殺が多くなっていることが分かります。

また、自殺実態プロファイル（10ページ参照）でも、地域の課題として高齢者対策が挙げられています。

このことから、町で現在推進している「地域での見守り」「居場所づくり」「閉じこもり予防」「健康づくり」などの高齢者施策を展開していくにあたり、今後は自殺予防対策も視野に取り入れていくことが必要です。

(6) 自殺予防の視点を持った生活困窮者対策

過去の統計から、町の自殺者の職業別では無職者が、原因別では経済・生活問題の占める割合が多くなっています。一般的に無職者は経済・生活問題を抱えていることが多く、生活困窮に陥りやすいと考えられます。

また、自殺実態プロファイル（10ページ参照）でも、地域の課題として「生活困窮者対策」が挙げられています。生活困窮に至る原因は様々ですが、無職であること、経済や生活に困難を抱えていることが大きな一因であることは間違いありません。

以上のことから、既存の生活困窮者支援施策の推進に加え、住民サービス全般にわたり、住民の抱える問題や悩みを早期に把握し、適切に対応できるような予防的な取組を進め、深刻な結果になることを未然に防ぐことが必要です。

第4章 瑞穂町における施策

1 基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～すべての人を包み込む福祉社会をめざして～

瑞穂町地域保健福祉計画と同じく、自殺予防行動計画においても「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」を基本理念とします。この基本理念の下、本計画により誰も自殺に追い込まれることがないよう、生きることを支援するまちづくりを進めていきます。

2 自殺対策推進のための施策

瑞穂町における自殺対策を進めるため、「基本施策」3つ、「重点施策」3つを掲げ6つの施策としてまとめ、一層の取組を進めていきます。

- 基本施策1 住民への啓発と周知**
(自殺予防のメッセージ発信とポピュレーションアプローチ)
- 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成**
(自殺予防のための気づきと互助力の向上)
- 基本施策3 地域におけるネットワークの強化**
(支援者の顔の見える関係づくりと、すきまのない支援体制づくり)
- 重点施策1 子ども・若者に対する支援**
(児童生徒のSOSの出し方に関する教育や若者を支える地域づくり)
- 重点施策2 高齢者に対する自殺予防の視点を持った支援**
- 重点施策3 生活することに困難を抱える人に対する支援**

第5章 計画の展開

基本施策1 住民への啓発と周知

(自殺予防のメッセージ発信とポピュレーションアプローチ)

自殺に追い込まれるという状況は「誰にでも起こり得ること」であり、「誰もが当事者となり得る重大な問題であること」について、広報活動等を通して周知啓発を行い、住民の理解促進を図ります。

また、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、セルフチェック可能なシステムの運用や各種相談及び情報提供体制を充実させていきます。

事業等名	事業等内容	所管課	関係機関等
自殺対策促進月間キャンペーン	広報みずほ、ホームページで、9月と3月に住民を対象とした重点的な普及啓発を行い、自殺対策についての理解の促進を広く推進	福祉部 健康課	東京都
広報みずほやホームページによる自殺対策に関する情報発信	心の健康づくりについての知識や悩み事に合わせた相談先の案内等の情報発信	福祉部 健康課	東京都
こころの体温計の運用と利用促進	- 心の健康をスマートフォンなどでセルフチェックできるシステムの運用及び周知、啓発による利用促進 - 利用者が必要に応じて適切な相談窓口につながるように情報提供	福祉部 健康課	
外国人への支援及び情報提供ツールの作成	外国人が悩んだときに活用できるツールの検討	企画部 企画課 福祉部 健康課	
遺された家族への支援や情報提供	権利擁護センターみずほ等、各種窓口における相談支援と必要なサービスの利用につながるような情報提供	福祉部 福祉課等	社会福祉協議会
ワークライフバランスの推進	男女共同参画等の活動を通じ、仕事と家庭の両立や働き方改革などについて啓発	企画部 企画課	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(自殺予防のための気づきと互助力の向上)

自殺対策の担い手の養成と人材の資質向上を図るための自殺対策教育や研修等について、住民サービスが職務である町職員を中心に実施していきます。

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
職員等対象研修	・ ゲートキーパー^(注10)養成研修 * 令和2年度から令和4年度までの3年間で実施、全職員の受講を目指す * 住民対応を行う各種委員、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど外部関連団体の職員も対象とする ・ 経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についての研修機会を確保	福祉部 健康課 企画部 総務課	各種委員 社会福祉協議会 シルバー人材センター等

注10 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

（支援者の顔の見える関係づくりと、すきまのない支援体制づくり）

関係機関等が幅広く連携して自殺対策を推進するためネットワークの強化に努めます。庁内外の関連部署で構成する「自殺対策連携会議」や「地域保健福祉審議会」において、関係者が顔の見える関係づくりを図るとともに地域ネットワークを強化するための施策を検討します。

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
自殺対策連携会議	会議の実施（年に2回程度） ・ 計画の進捗管理・評価の検証等 ・ 自殺の背景となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に対応するため情報共有及び連携協力体制の推進策の検討	福祉部 健康課	社会福祉協議会等
地域保健福祉審議会	自殺対策の取組成果の報告（年に1回） ＊ネットワーク強化についての課題や対策についての意見を委員から聴取し、計画の推進及び見直しに活用	福祉部 健康課	

重点施策 1 子ども・若者に対する支援

（児童生徒の SOS の出し方に関する教育や若者を支える地域づくり）

子ども・若者に対しては、ひきこもり者や発達障がい者（児）及び子ども食堂事業への支援などを実施し、子どもたちの孤立の防止を図るとともに、若者の生活が安定するための相談や犯罪の再犯防止の支援に取り組みます。また、町若手職員がセルフケアに取り組めるよう、研修事業も推進します。

これらの施策に加え、児童・生徒に対しては、小・中学生を対象に実施している「SOSの出し方や、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる教育」及びスクールカウンセラーなどによる相談支援を継続していきます。また、不登校児童生徒への支援策も継続して推進していきます。

子ども・若者施策

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
ひきこもり者に対する支援	相談、訪問、就労、生活支援、家族の相談、家族への助言等	福祉部 健康課	東京都ひきこもりサポート支援事業（NPO委託）
18歳未満の子どもへの支援	養護（虐待等）、障がい、非行、育成、里親に関する相談、助言、一時保護	福祉部 子育て 応援課	児童相談所
子ども食堂事業への支援	子ども食堂事業を実施するボランティアを支援し、子どもと多世代の交流の促進を図り、双方の孤立を防止	福祉部 福祉課	地域ボランティア 社会福祉協議会
発達障がい者（児）支援事業	発達障がいに関する専門相談員を配置した相談事業 （相談、訪問、就労、生活支援、家族の相談、家族への助言、講習会等）	福祉部 福祉課	東京都発達障害者支援センター 医療機関
生活安定支援事業	生活相談や就職・進学支援等の支援事業	福祉部 福祉課	社会福祉協議会 （委託）
民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
更生保護活動	再犯防止・自殺等の相談・支援等の実施	福祉部 福祉課	法務省、西多摩保護司会瑞穂分区
若手職員の研修事業	メンタルヘルスの保持や相談方法などをテーマに研修を実施	企画部 総務課	

児童・生徒施策

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
多世代間交流推進事業への支援	児童等が高齢者などと交流を持つ機会を提供し、孤立の防止や困ったときに他者へ相談する重要性を啓発	福祉部 福祉課 子育て 応援課	地域ボランティア等
18歳未満の子どもへの支援	養護（虐待等）、障がい、非行、育成、里親に関する相談、助言、一時保護	福祉部 子育て 応援課	児童相談所
生活安定支援事業	生活相談や就職・進学支援等	福祉部 福祉課	社会福祉協議会（委託）
生活困窮者自立支援事業	子供の学習・生活支援事業就労支援事業	福祉部 福祉課	西多摩くらしの相談センター
民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会
SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進	- 小・中学校の授業の中で、児童・生徒の様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる教育を実施 - 取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供	教育部 教育 指導課	東京都 教育委員会

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
不登校児童生徒支援事業	・ 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 ・ 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 ・ 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	教育部 教育 指導課	
児童・生徒の学校生活を中心とした相談(いじめ含む)	・ 子どもの学校生活上の悩みや心配事に関する相談を在籍する学校で、教育相談員(臨床心理士)やスクールカウンセラーと対面で受け付ける ・ 学校で相談しにくい場合は、教育相談室で相談が可能。なお、教育相談室の子どもの対象年齢は18歳まで	教育部 教育 指導課	

重点施策２ 高齢者に対する自殺予防の視点を持った支援

高齢者の自殺予防については、ひきこもりや抑うつ状態などの理由で陥る孤立状態が課題としてあることから、高齢者の家族構成、生活環境、価値観などを踏まえた支援が必要となります。瑞穂町では関係団体等の協力を得ながら、通いの場の提供や生きがい活動への支援を充実させることで孤立を防ぎます。

また、外出支援策として福祉バスを運行するとともに、独居高齢者などを対象に民間事業者等と連携した見守りや安否確認事業も推進していくことで、高齢者の孤立を未然に防止していきます。

高齢者施策

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
寄り合いハウスいこい、シルバーまちかどの運営・支援	高齢者や子ども等の多世代の地域住民が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点の運営・支援 ＊寄り合いハウスいこいは運営ボランティアの会が施設の管理運営 ＊シルバーまちかどはシルバー人材センターへ委託	福祉部 高齢者福祉課	地域ボランティア、シルバー人材センター
生きがい施策（老人クラブへの活動助成）	老人クラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成	福祉部 高齢者福祉課	寿クラブ連合会
高齢者福祉センター（寿楽）の運営	60歳以上の人のための施設で、各種教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくり、社会参加の促進の場として運営（社会福祉協議会へ委託）	福祉部 高齢者福祉課	社会福祉協議会
福祉バス運行事業	高齢者等が、町内福祉施設などを利用しやすくするために、無料で乗車できる福祉バスの運行（事業者へ委託）	福祉部 高齢者福祉課	社会福祉協議会（運営委託）
配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯やこれに準ずる世帯の人で、食事の調理等が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた昼食を週2回配達するサービスで、あわせて安否確認も実施（社会福祉法人へ委託）	福祉部 高齢者福祉課	

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会
地域見守りネットワーク ふれあい訪問事業	ひとり暮らし等施策として実施 ・ 瑞穂町見守りネットワークに関する協定を関係事業所等と締結し、地域による見守り活動を強化 ・ 70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、週3回自宅へ訪問し乳酸菌飲料を届け、直接会話をして安否確認を実施（ふれあい訪問事業）	福祉部 高齢者福祉課	関係民間事業所等
家族介護者のつどい	家族介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を運営	福祉部 高齢者福祉課	
シルバー人材センターへの支援事業	・ 高齢者の就労支援の場 ・ 働くことによる介護予防の場 ・ 就労することによる生きがいの場を提供する事業運営に対して支援	福祉部 高齢者福祉課	
認知症カフェ事業	認知症の方及び家族、地域住民、専門職等が集い、認知症に向き合い、様々な情報交換や認知症に関する相談を行ったり、思いを語ったり安心して過ごせる場の運営 *就労者や男性にも利用しやすい夜間の実施も開始している	福祉部 高齢者福祉課	社会福祉協議会等
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターを養成する	福祉部 高齢者福祉課	
「通いの場」の活動支援	高齢者が地域で交流できる、住民主体の介護予防に資する「通いの場」の創設、活動支援	福祉部 高齢者福祉課	

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
地域包括支援 センター （高齢者支援 センター）事業	・ 高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る ・ 地域ケア会議の開催 （２か所を運営委託）	福祉部 高齢者 福祉課	社会福祉協 議会等

重点施策３ 生活することに困難を抱える人に対する支援

会社の倒産や解雇、配置転換や過労が原因の心身不調による退職、親の介護などによる自己都合退職等、失業に至る理由は様々です。ひきこもりのまま学校を卒業し無職になる人もいます。一方、失業とは別に経済困難を抱えた高齢者の中には安心して生活できる居住場所の確保が難しい人もいます。瑞穂町はこれらの理由により生活困窮に陥っている人に対し、西多摩福祉事務所及び西多摩くらしの相談センター、ハローワーク等と連携した支援を行います。

また、公営住宅の家賃滞納者や居住環境の悪化などの状況から生活困難を抱えていると予想される人や契約のトラブルなど消費生活上の悩みを抱えている人については、問題が深刻になる前に必要な支援につながるよう、相談及び情報提供をしています。

無職者・失業者・生活困窮者等施策

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
西多摩福祉事務所等との連携	生活保護制度、生活困窮者自立支援事業に関する西多摩福祉事務所等との連携及び連携会議の開催	福祉部 福祉課	西多摩 福祉事務所 西多摩 くらしの相談 センター
緊急一時保護事業・自立支援事業	路上生活者に対する対応・支援	福祉部 福祉課	西多摩 福祉事務所
生活困窮者支援ネットワーク会議	生活困窮者自立支援事業（西多摩くらしの相談センター）について下記の関係機関による情報共有及び連携の推進を図る（年１回） ※住民課、税務課、子育て応援課、高齢者福祉課、教育指導課、健康課 ※西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、社会福祉協議会、高齢者支援センター	福祉部 福祉課	西多摩 福祉事務所 西多摩 くらしの相談 センター 社会福祉 協議会 高齢者支援 センター
公害・生活環境・ごみ処理の相談、支援	公害・生活環境・ごみ処理に関する苦情や相談の受付及び問題解決の支援	住民部 環境課	多摩環境事務所
公営住宅事務 公営住宅家賃滞納整理対策	住宅借用希望者や家賃滞納者の困難な状況についての相談を支援につなげる体制の整備	企画部 管財課	西多摩福祉 事務所等

事業等名	事業等内容	所管課	関係団体等
養護老人ホームへの 入所支援	65歳以上で経済的理由等により自宅 での生活が困難な高齢者を対象に入所 手続き等の支援	福祉部 高齢者 福祉課	
生活安定対策事業 (若年者の就労相 談) ハローワーク	若年者の就労相談・内職の求人相談・ 就職面接会・就労支援セミナー等の実 施	都市整備部 産業課	ハローワー ク 青梅
消費生活相談事業 多重債務相談事業	・ 契約や取引に関するトラブルの解決 のための相談、アドバイスや情報提供 ・ 消費者教育・啓発 ・ 消費者団体活動支援	都市整備部 産業課	東京都消費 生活相談セ ンター
中小企業資金融資	・ 低金利の融資の斡旋 ・ 利子補給および保証料の補助	都市整備部 産業課	

第6章 計画の推進に向けて

1 各施策の推進体制

令和元年に開始した「自殺対策計画策定に関する庁内等関係者会議」を構成する各部課長が中心になり、各々の取組を進めるとともに、相互に緊密な連携、協力を図ることで総合的な自殺対策を推進します。これらの対策については、毎年評価、点検を実施します。この過程で明らかになった新たな課題などの対策については、令和6年度に予定する、本計画の見直しに反映させます。

また、本計画の進捗状況及び成果については、地域保健福祉審議会において毎年報告し、審議会の意見等についても、本計画の推進や見直しに反映させます。

資料編

◎瑞穂町自殺対策計画策定に関する庁内等関係者会議名簿

◎自殺対策基本法

◎瑞穂町町民意識調査報告書（該当部分の表を抜粋）

◎地域保健福祉計画調査（該当部分の表を抜粋）

瑞穂町自殺対策計画策定に関する庁内等関係者会議名簿

令和2年3月現在

所 属 等	氏 名
企 画 部 長	福 井 啓 文
住 民 部 長	大 井 克 己
福 祉 部 長	横 沢 真
都市整備部長	村 山 俊 彰
教 育 部 長	小 峰 芳 行
企 画 部 企 画 課 長	宮 坂 勝 利
企 画 部 総 務 課 長	小 作 正 人
住 民 部 税 務 課 長	小 野 基 光
住 民 部 環 境 課 長	野 口 英 雄
福 祉 部 福 祉 課 長	田 野 太 郁 哉
福 祉 部 子育て応援課長	石 川 修
福 祉 部 高齢者福祉課長	臼 井 孝 安
都 市 整 備 部 産 業 課 長	長 谷 部 康 行
教 育 部 学 校 教 育 課 長	友 野 裕 之
教 育 部 教 育 指 導 課 長	小 熊 克 也
企画部 企画課 企 画 係 長	工 藤 洋 介
社会福祉協議会 事 務 局 次 長	村 野 香 月
西多摩保健所 地域保健推進担当課長	小 林 啓 子
西多摩保健所 市町村等連絡調整課長代理	大 倉 景 道

事務局

所 属 等	氏 名
福 祉 部 健 康 課 長	福 島 由 子
福 祉 部 健康課 主事	宮 野 裕 城

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に

おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

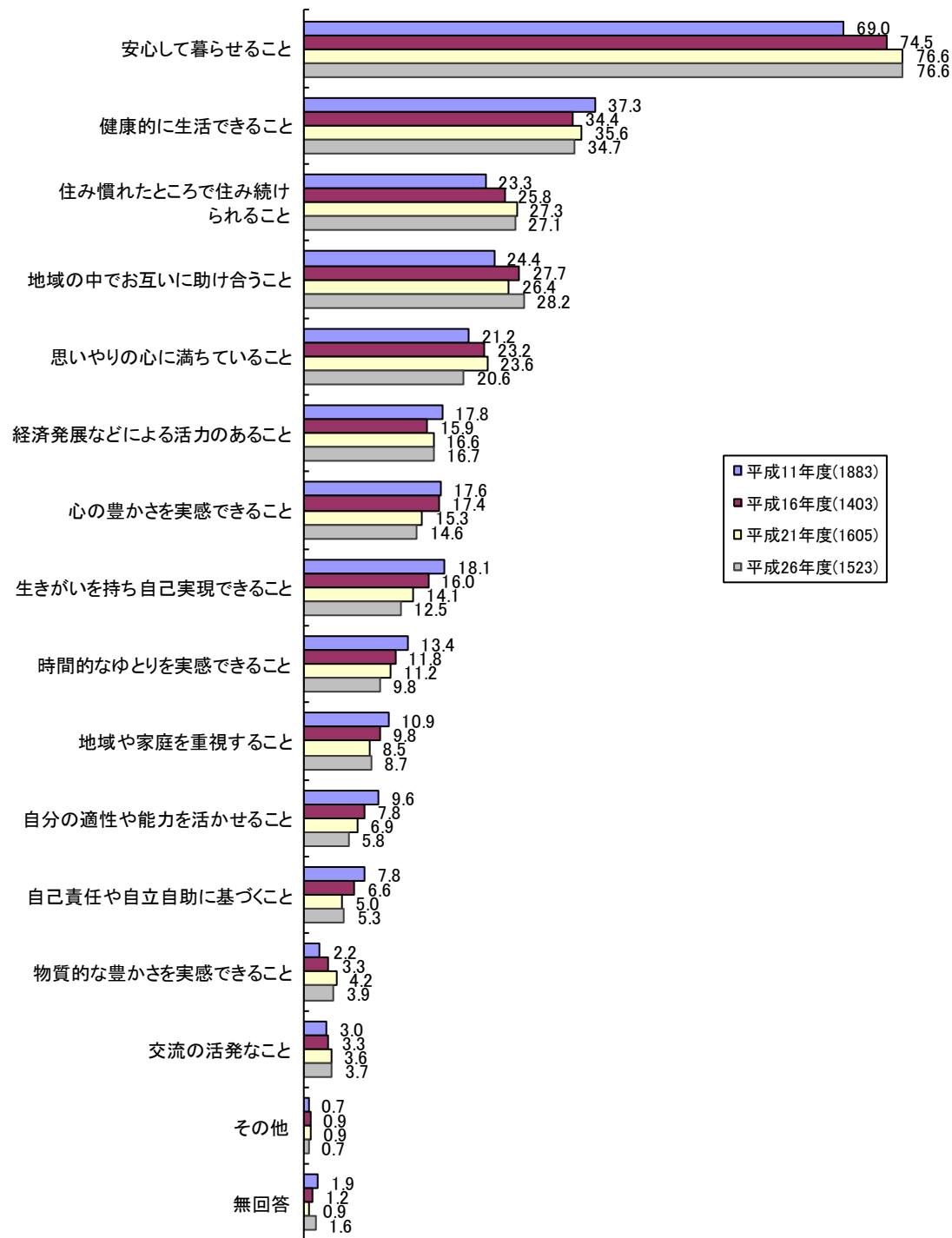
(3) 社会が重視すべきこと

これからの社会が重視すべきことは「安心して暮らせること」と、これまでの調査において3分の2以上の回答者があげ、他の回答を大きく引き離している。

それに次ぐ「健康的に生活できること」は、これまでの調査においていずれの回でも2位にあげられ、あまり大きな変化は見られない。

また、「住み慣れたところで住み続けられること」や「地域の中でお互いに助け合うこと」は、いずれの回でも大きな差はないものの、調査ごとに割合を増加する傾向にあり、地域社会における町民同士のつながりが大切にされているものと思われる。

(%)



3 地域保健福祉計画調査概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に向け、町民が地域福祉についてどのような考えを持っているのか、また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた基礎資料とすることを目的に「地域保健福祉計画調査（以下、「アンケート調査」という。）」を実施しました。

(2) 調査方法と回収状況

調査期間：平成26年9月

調査方法：郵送調査法

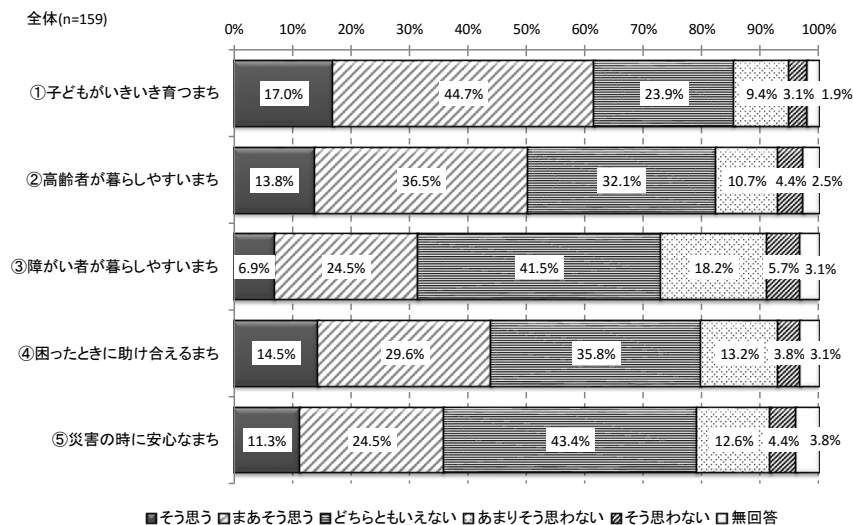
調査対象者：平成26年8月1日現在、瑞穂町在住の18歳以上65歳未満500人
(無作為抽出)

配布数	有効回収数	有効回収率
500票	159票	31.8%

(3) 調査結果の概要

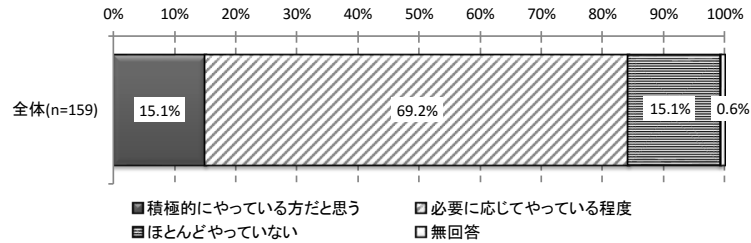
① 瑞穂町の暮らしやすさ

「①子どもがいきいき育つまち」と「②高齢者が暮らしやすいまち」は「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が5割を超えています。また、「③障がい者が暮らしやすいまち」「④困ったときに助け合えるまち」「⑤災害の時に安心なまち」の3項目は3～4割にとどまっています。



④ 近所づきあいの程度

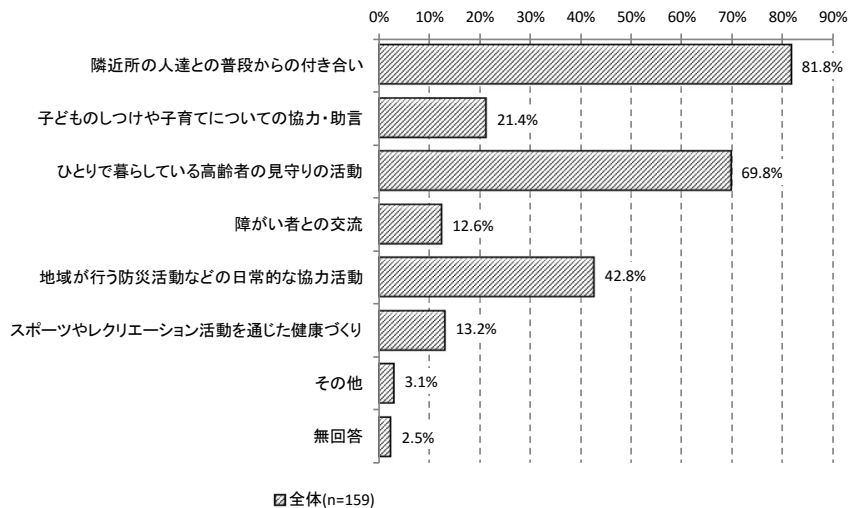
「必要に応じてやっている程度」とする人が約7割となっています。「積極的にやっている方だと思う」「ほとんどやっていない」はそれぞれ15.1%となっています。



⑤ 地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なこと（複数回答）

「隣近所の人達との普段からの付き合い」（81.8%）と「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」（69.8%）とする人が7～8割と多数を占めています。

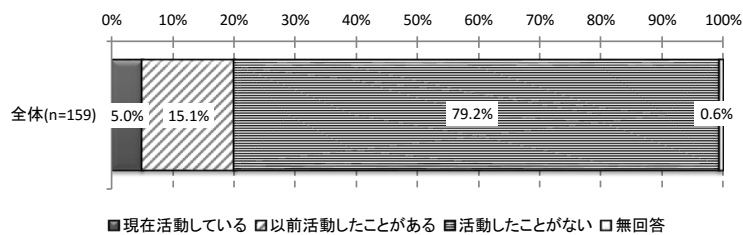
また、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」が42.8%となっています。



⑥ 福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験

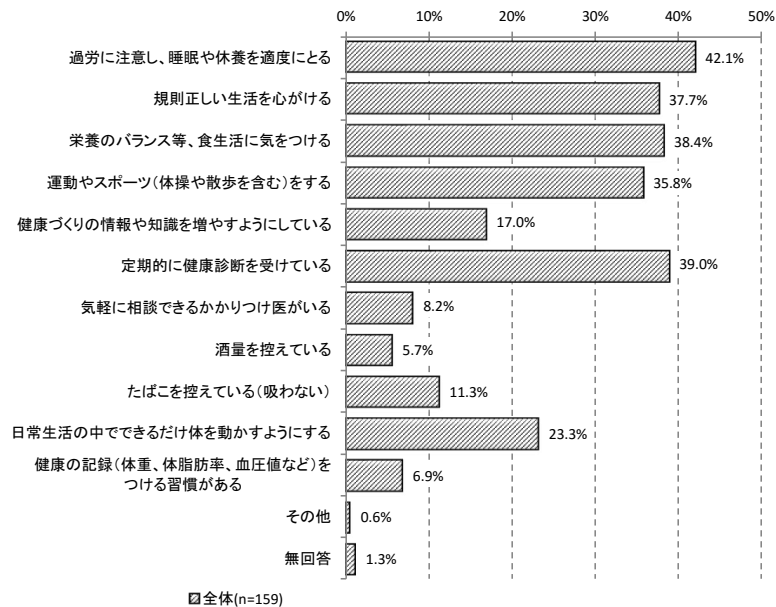
「活動したことがない」が79.2%と、約8割を占めています。

また、「現在活動している」（5.0%）と「以前活動したことがある」（15.1%）を合わせた“活動あり”は約2割にとどまっています。



⑨ 日頃、健康について注意していること（複数回答）

「過労に注意し、睡眠や休養を適度にとる」（42.1%）、「定期的に健康診断を受けている」（39.0%）、「栄養のバランス等、食生活に気をつける」（38.4%）、「規則正しい生活を心がける」（37.7%）、「運動やスポーツ（体操や散歩を含む）をする」（35.8%）を挙げる人がそれぞれ4割前後となっています。



⑩ 悩みやストレスの相談相手（複数回答）

「家族に相談している」（56.6%）と「友人・知人に相談している」（52.2%）が半数以上を占めている反面、「相談する必要は無いので誰にも相談していない」とする人が18.9%となっています。

